

消 防 危 第 3 3 号
令和 3 年 3 月 1 9 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

化学物質等に関する性状確認等の徹底について（通知）

この度、火災原因調査を行う過程において、非危険物として扱われていた物品（漂白剤等）を火元建物の関係者が消防機関に任意で提出し、消防法令に基づく危険物の確認試験（以下「確認試験」という。）を行ったところ、一部の当該試料が危険物（第一類酸化性固体）に該当する性状を示した事案が発生しました。

危険物保安の観点から、化学物質等の製造・流通において、適切に性状確認を行うとともに、関係先へ情報を伝達することが必要であることから、一般社団法人日本化学工業協会に対し、別添「化学物質等に関する性状確認等の徹底について（令和 3 年 3 月 19 日付け消防危第 33 号）」のとおり留意事項をとりまとめ、注意喚起を行いました。

つきましては、化学物質等を取り扱う施設への立入検査等の機会に、別添の通知を活用し、当該物質の危険物としての性状確認の必要性等について周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁危険物保安室
担当：齋藤、鈴木、平野、安田
T E L : 03-5253-7524 (直通)
F A X : 03-5253-7534
E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

消 防 危 第 3 3 号
令 和 3 年 3 月 1 9 日

一般社団法人
日本化学工業協会会長 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

化学物質等に関する性状確認等の徹底について (注意喚起)

危険物行政の適切な推進につきまして、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

この度、火災原因調査を行う過程において、非危険物として扱われていた物品(漂白剤等)を火元建物の関係者が消防機関に任意で提出し、消防法令に基づく危険物の確認試験(以下「確認試験」という。)を行ったところ、一部の当該試料が危険物(第一類酸化性固体)に該当する性状を示した事案が発生しました。

危険物保安の観点から、化学物質等の製造・流通において、適切に性状確認を行うとともに、関係先へ情報を伝達することが必要であり、下記のとおり留意事項をとりまとめました。

貴職におかれましては、下記の留意事項が適切かつ円滑に行われるよう配慮されるとともに、貴会の会員に対してこの旨を周知、徹底されるようお願いいたします。

記

1 化学物質等に関する性状確認等について

原料調達から製品の製造、流通に至るまで、化学物質等を扱う際には、危険物保安の観点から適切に性状確認を実施すること。これに当たり、当該化学物質等の安全データシート(SDS)や危険物データベース登録確認書等により、供給者から確実に情報伝達を受けることが適当であること。

なお、供給元が同じであることや、類似の型番であること等で、製品のSDS等の情報を基に、安易に性状を類推することは適当でないこと。

2 危険物保安上必要な情報が入手できない場合の対応について

化学物質等の供給元からSDS等が提供されず、危険物保安上必要な情報が入手できない場合には、試験を実施して性状を確認するとともに、当該情報を関係者に伝達すること。

なお、性状確認の試験については、必要な施設及び人材を有する事業所や試験機関で行うことが信頼性を確保するうえで不可欠であること。

* 性状確認の試験について：危険物確認試験の概要 - 総務省消防庁

https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/kakuninkiken.html

3 個別の化学物質の性状確認における注意点について

○ 危険物でないとされた物品であっても、破砕等の加工を行った場合、危険物としての性状を示すことがあることに留意し、製品加工を行う者は、適切な段階で試験を実施すること。

○ 試験により危険物でないと判定された物品であっても、組成や粒度や形状等の品質管

理上のばらつきが大きい場合等には、製品ロットの違いにより危険物と判定されることがあることに留意し、このような場合には、適切な間隔・分量ごとに試験を行うことが適当であること。

- 危険物に品目として該当する成分が含まれている物品については、危険物でないと判定された場合であっても、温度、湿度、衝撃、火災の発生などによって危険物に準ずる性状を有することがあることに留意し、当該性状に応じた貯蔵・取扱いをすることが火災予防上必要であること。

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、鈴木、平野、安田

T E L : 03-5253-7524 (直通)

F A X : 03-5253-7534

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp